



令和7年度 冬休み

鴻巣市長期休業期間限定児童クラブ入室案内



1. 趣 旨

鴻巣市立小学校に就学している児童のうち、冬休み期間中に保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態であるものの健全な育成を図るため、長期休業期間限定児童クラブを開設します。

2. 申請受付期間

受付期間	受付場所	受付時間
令和7年10月14日(火) ～11月14日(金)	・鴻巣市役所こども応援課(新館1階8番窓口) ・吹上支所福祉グループ ・川里支所福祉グループ	平日 8:30～17:15

※郵送による申請も可能です。送付先は下記のとおりです。

送付先 〒365-8601 鴻巣市中央1番1号 鴻巣市役所こども応援課放課後児童担当 宛て

※窓口・郵送ともに、不足書類があると受付できませんのでご注意ください。

3. 長期休業期間限定児童クラブ開設場所

地域	開設場所・住所	定員
鴻巣	長期休業期間限定児童クラブ赤見台第2 鴻巣市赤見台2-8-16	40名

4. 開室期間及び開室時間

開室期間	令和7年12月25日(木)～26日(金) 及び 令和8年1月5日(月)～7日(水)	開室時間
		午前7時30分～午後7時

※開室時間内(午前7時30分～午後7時)に必ず送迎をお願いいたします。時間内に迎えが間に合わない場合は、ファミリーサポート等の利用をご検討ください。ファミリーサポートについては、子育て支援課にご相談ください。なお、児童の利用のない日は開室しません。

5. 入室事由・入室期間・申請に必要な書類

児童が入室できるのは、保護者等が次の各号のいずれかで児童の保育を必要とする場合です。

保護者等とは、父・母、及び同居・同一敷地内等に住む18歳以上65歳未満の親族(兄弟姉妹・祖父母等)です。

※申請に必要な様式:①・②は市役所こども応援課・吹上・川里支所に置いてあります。

市ホームページからもダウンロードできます。

※年度内新規に入室申請される方の証明書及び診断書は、申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

証明書の内容に不明な点等がある場合は、市から証明書作成者へ問い合わせをする場合があります。

※令和7年の春休み、または夏休み入室申請の際に提出いただいた就労証明書から勤務先等の変更がない方は提出不要です。(市から勤務先へ勤務形態の変更がないか確認させていただく場合がありますのでご了承ください。)

No.	入室事由		申請に必要な書類
1	就労	家庭内・外で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合(在宅勤務可)	就労(内定)証明書[①]
2	妊娠 出産	妊娠中であるかまたは出産後間がない場合 (育児休業を理由とする入室はできません)	申立書[②]／ 母子手帳(表紙・出産予定日が記載 してあるページ)の写し
3	疾病等	疾病、負傷、または心身に障がいがある場合	申立書／ 診断書(病状と治療内容・ 期間・保育が不可能であること が分かるもの)または、 障がい者手帳等の写し
4	看護 介護	常時かつ長期にわたり病人や心身障がいの人を 看護・介護している場合	
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合	申立書／証明書
6	虐待 DV	児童虐待を行うおそれがある場合 家庭内暴力により保育困難であると認められた場合	
7	就学	学校に在学、または職業訓練を受けている場合	申立書／ 学生証・時間割の写し
8	その他	市長が認める前各号に類する状態にある場合	申立書／証明書

6. 申請手続

下記の申請に必要な書類を、決められた受付期間内に提出してください。不足書類がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

No.	申請に必要な書類	内容
1	放課後児童クラブ入室申請書	児童1名につき1枚提出してください。(必須)
2	放課後児童クラブ児童状況調査票	
3	保育を必要とする証明書	【5. 入室事由・入室期間・申請に必要な書類】を参照のうえ、提出してください。(必須)
4	令和7年度 市町村民税額を証明するもの(写し可) 利用者負担額算定資料として (例) ・課税(非課税)証明書 ※1 ・市(町村)民税、県民税決定通知書	保護者(父・母、もしくは児童を扶養している祖父母等)が、 令和7年1月1日時点鴻巣市に 住民票がなかった場合、提出してください。

※1 該當時点に居住していた市町村で取得可能です。

7. 申請手続後、入室までの流れ

入室審査 ↓	保護者の就労状況等を審査のうえ、保育を必要とする要件の程度の高い方から入室定員の範囲にて入室を決定します。
入室決定 ↓	入室が決定された方には、11月下旬ごろに入室許可書を送付いたします。
入室説明	入室が決定された方には、長期休業期間限定児童クラブにて入室説明を行います。 詳細については、入室決定時にお知らせします。

8. 利用者負担額

- 1) 利用者負担額は、世帯の令和7年度市町村民税額により決定されます。
- 2) 市町村民税額は、保護者の方の分(父・母)を合算します。
- 3) 生活保護や就学援助費受給世帯(準要保護世帯)に該当する方は、こども応援課へ申し出てください。
就学援助費受給世帯(準要保護世帯)の認定については教育委員会にお問い合わせください。
- 4) 利用者負担額は、利用日数に関わらず、下記の表に基づき納めていただきます。
- 5) 利用者負担額は口座振替となります。口座引落しは毎月末(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

階層	区 分	冬休み期間利用者負担額	
A	生活保護法による被保護世帯又は準要保護世帯	0 円	左記金額を、12月末頃と1月末頃に半額ずつ引落とします。 (入室許可が出ている場合、ご利用がなくても納めていただきます。)
B	A 階層を除き、市町村民税額所得割課税額 40,000 円未満の世帯	3, 000 円	
C	市町村民税所得割課税額 40,000 円以上 120,000 円未満の世帯	5, 000 円	
D	市町村民税所得割課税額 120,000 円以上 220,000 円未満の世帯	8, 000 円	
E	市町村民税所得割課税額 220,000 円以上の世帯	10, 000 円	

※「市民税が未申告の方」等、根拠となる税額がわからないため利用者負担額が算定できない場合は根拠となる税額がわかるまでの暫定として利用者負担額を最高額で決定しますので、ご承知おきください。

9. 利用者負担額以外に掛かる費用

おやつ代等	500円程度
傷害保険料	入室児童は、必ず傷害保険に加入します。 保険料及び補償内容については、入室決定時にご案内します。

10. 保護者の届出義務（速やかに提出してください。）

1) 入室決定後、入室許可を辞退したいとき ⇒ 入所児童異動届（期日は入室決定時にご案内します）

※辞退の届け出がされない場合、在籍とみなし、月に一度も利用がない場合でも、その月の利用料・傷害保険料を納めていただきます。

期日までの提出が困難な場合は事前にご相談ください。

期日を過ぎて入室を辞退する場合は、鴻巣市役所こども応援課（新館 1 階 8 番窓口）でのみ取り扱いいます。

2) 児童または、保護者等の住所及び氏名の変更があったとき ⇒ 入所児童異動届

3) 保護者等の就労状況に変更があったとき ⇒ 入所児童異動届 + 就労証明書

4) 家族構成に変更があったとき ⇒ 入所児童異動届

11. 利用するにあたってのお願い

1) 児童クラブの決まりごとを守るよう、ご家庭でもお子さんへお伝えください。

2) 児童の安全確保の観点から、入退室にあたっては保護者等の送迎を原則としております。

3) 欠席の場合は、必ず児童クラブに連絡してください。

4) 保護者等が自宅にいる場合は、ご家庭での保育をお願いします。

5) 勤務が終わり次第、お子さんのお迎えに来てください。お迎えが間に合わない場合は、ファミリーサポート等の利用をご検討ください。

6) 習い事や塾でクラブから退室した場合、同日中の再登室はできません。

7) 児童が病気等で体の変調を訴えたり、熱があったりする場合等は、児童クラブを休ませてください。なお、児童が登室後、同様の状態となった場合は、児童クラブから勤務先等に連絡します。早急にお迎えをお願いします。

8) 他の児童や支援員等に怪我をさせる恐れがある行為を繰り返す場合は、退室していただくことがあります。

9) 利用者負担額（保育料）の滞納がある場合は、入室できない場合があります。

【問い合わせ】

鴻巣市役所こども応援課放課後児童担当 Tel048-541-1321 内線(2623・2624)